

1 財政の動向及び財政方針

令和2年5月時点の政府月例経済報告によりますと、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある」との基調判断がされており、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる」とされています。

こうしたなかで、政府は、雇用・事業・生活を守り抜き、収束後の経済の力強い回復と社会変革の推進を実現するため、令和2年度第1次補正を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を速やかに実行するとされています。

また、引き続き、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年（2016年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくために、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとされています。さらに、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実現するとされています。

また、滋賀県においては、対話・共感・協働のもと、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、戦略的かつ効果的な施策を構築し、重点的に取り組むことにより、基本構想に掲げる将来世代も含め、誰もが新しい豊かさを感じながら、一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることができる、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて取り組むとされています。加えて、県民福祉向上に資する行政サービスを今後も安定的に提供していくため、「行政経営方針2019」に基づき、財政健全化に向けた取組を着実に進めることとされています。

本市の財政状況は、歳入については、基幹収入である市税において、現下の新型コロナウイルス感染症に起因する市税の落ち込みによる収入減が懸念される所であり、中長期的には、市税や地方交付税等の経常的な収入が人口減少等により減少していくこと、平成27年度から始まった普通交付税の合併特例措置が令和2年度をもって終了することから、一般財源総額は減少傾向にあると見込まれます。

一方、歳出については、足元においては、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急のくらし・経済対策に取り組んでおり、中長期的には、斎場整備に係る一部事務組合への負担金や防災行政無線整備事業などの大規模な財政需要のほか、幼児教育・保育無償化の実施による子ども・子育て支援施策の充実や、高齢化の進行等による社会保障関係費の増加も見込まれる所です。

このため、「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」という財政計画の基本方針に基づき、一般財源の減少にあわせた行政コストの削減や公共施設等の統廃合など、本市の

人口動態、歳入規模に見合った歳出構造への転換を進め、将来負担を軽減し、もって持続可能で安定的な財政運営を行ってまいります。

各会計における令和2年度の財政方針については以下のとおりです。

<一般会計>

人口減少・少子高齢化という厳しい社会の変化に的確に対応するとともに、「財政計画」に基づく財政運営を基本としつつ、「長浜市総合計画」に掲げた「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」という「めざすまちの姿」を実現するため、「地方創生の取組」や「行財政運営の取組」を着実に推進し、将来世代に過度の負担を残さず、かつ将来の財政需要に対応できる力を確保していく必要があります。一方で、変化する社会経済情勢や市民ニーズに対しても適切かつ迅速な対応が求められ、「長浜市総合計画」の推進に伴う事業や、喫緊の課題である施策については、より効果的な取組が必要となるため、「必要な施策・事業の着実な推進」と「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」の両立を図りながら、活力ある長浜市を創造するため、住み続けたい魅力あふれるまちをめざす「暮らしやすさ向上予算」として予算編成を行いました。

このような財政方針の中で、これまで進めてきた人口減少・少子高齢化対策や教育・福祉施策、地域活性化対策をさらに充実させるとともに、財政計画の基調に基づき、持続可能な財政運営を堅持し、行政改革により将来の投資に振り向ける果実を生み出す取組を進めます。

なお、新型コロナウイルス感染症から市民の生活を守り、日々の暮らしを取り戻すため、感染状況に応じた各フェーズにおいて、暮らし・経済再生支援のための適切な施策を機動的かつ的確に展開することとします。

<国民健康保険特別会計>

国民皆保険を支える国民健康保険制度の安定的な運営のため、平成30年度から都道府県化が開始され、県や他市町とともに事務の効率化、標準化及び広域化を推進します。

また、引き続き、財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課・収納、保険者努力支援制度等による国・県公費等の歳入確保に努めるとともに、被保険者の健康づくり支援や特定健診の受診促進、ジェネリック（後発）医薬品の普及啓発及び重複頻回受診者の健康相談等を実施することで、医療費の適正化を推進し、歳出の削減に努めます。

<国民健康保険特別会計（直診勘定）>

市では浅井診療所、浅井東診療所、中之郷診療所（上丹生出張診療所、今市出張診療所）、にしあざい診療所（塩津出張診療所、菅浦出張診療所）、の4医科診療所（4出張診療所）と中之郷歯科診療所を運営しています。

また、浅井地区及び西浅井地区の診療所は指定管理者による運営に移行し、中之郷診療所は湖北病院へ運営を委任することで、安定的な医療体制の確保を図っています。

例年、患者数は横ばい若しくは減少傾向にあり、特にへき地地域においては、高齢化率が高く医療の需要が増加する一方で、人口減による患者数の減少が見られます。

主な財源である診療報酬も患者数の減少とともに伸び悩んでおり、財政運営は年々厳しくなっています。単年度収支はすべての診療所で赤字となっており、患者数の増加が見込めない状況の中、今後も赤字が続くと予想されます。

令和2年度においては、年度当初から、新型コロナウイルス感染症の影響により、患者の受診控えと薬の長期処方により診療報酬が減少しています。加えて、感染予防のための医療物資の購入が必要とされ、例年以上に厳しい財政運営が見込まれます。

令和2年度も引き続き、安定した医療を提供するため、需要と供給のバランスや診療所の役割を検討しつつ、持続可能な医療の提供をめざします。継続的な医療を提供するためには赤字額を圧縮することは不可欠であるため、より効率的な運営を推進していきます。

今後も指定管理者制度の活用や関係医療機関との連携により医師を継続的に確保しながら、診療所経営の健全化をめざします。

<後期高齢者医療保険特別会計>

被保険者数の増加や医療技術の高度化により、医療費が増加傾向にあるため、将来にわたって高齢者が安心して医療を受けられるように健全な財政運営が必要です。

そのため、保険料収納の確保とかかりつけ医の普及啓発や服薬情報通知事業等による医療費適正化に努めるとともに、滋賀県後期高齢者広域連合と連携し、持続可能な医療制度の構築と財政基盤のさらなる安定化を図ります。

<介護保険特別会計>

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進や、高齢者の自立支援・重度化防止、社会参加の促進に向けた取組を進めます。

また、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、必要となる介護サービスを安定的に提供するため、介護保険料の適切な賦課徴収や保険給付の適正化を図り、介護保険事業の安定した運営を行うとともに、公費の投入による低所得者に対する保険料軽減についても引き続き拡充します。

これまでの取組を踏まえ、高齢者の増加や生産年齢人口の減少等に対応できる次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

<休日急患診療所特別会計>

湖北地域では、平成 19 年度末に湖北広域行政事務センターが休日急患診療所を閉鎖された後、長浜赤十字病院と市立長浜病院において、軽症患者の救急への過剰受診が相次ぎ、本来の救急病院の役割である入院の必要な患者の治療や専門的治療に支障が生じました。また、医療費の増加や病院医師等の疲弊をも招き、地域医療体制の課題が顕在化してきました。

そこで、湖北医師会の協力のもと、平成 22 年 4 月から長浜市と米原市と共同で長浜米原休日急患診療所を開設し、休日における一次救急を必要とする患者に対し応急的な診療を行ってきました。開設以降、2 次、3 次救急病院の本来の救急医療推進に一定の効果を上げています。

休日に湖北地域の医療機関（長浜赤十字病院、市立長浜病院、長浜市立湖北病院の救急外来や休日急患診療所）を利用する人のうち、休日急患診療所を利用する人の割合は、平成 22 年の開設当時 40.6%に対し、令和元年度は 53.5%となりました。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初から患者の受診控えのため、4 月の患者数及び診療報酬は 9 割減となっています。今後の患者数については、新型コロナウイルスの感染状況と、冬場の季節性インフルエンザの流行により予測が難しいところです。財政面においては、平成 26 年度の小児特掲診療料導入以降、単年度黒字となっておりましたが、令和 2 年度については、厳しい状況も予測されます。

このような状況ではありますが、今後も地域医療体制の充実に向けて、持続可能な休日急患診療所の運営を推進していきます。

<農業集落排水事業特別会計>

農村地域の清潔で快適な生活環境の確保と処理施設の有効利用を図るため、水洗化の普及促進を継続し、水洗化率の向上に努めるとともに、処理施設の適正な機能維持を行い、放流水の水質管理に努めます。

次に、公共下水道処理区域内の農業集落排水処理施設については、下水道ビジョンに基づき供用後 30 年を経過した地域から公共下水道処理に切り替えを行っており、令和元年度に木尾地区処理場（第 1・第 2）及び山脇河毛地区処理場の接続が完了しました。接続後用途廃止となる処理場施設については、地域活性化のための有効活用を図ります。また、今年度は、今地区処理場、美浜地区処理場及び稲葉地区処理場の接続を実施する予定です。

一方、農業集落排水処理施設として残る地域の処理については、20 年を経過した施設の機能診断調査が令和元年度に完了したことから、今年度は将来の施設利用を踏まえた最適整備構想を策定することとしています。

今後も、施設の統廃合などを含めた適正な配置と維持管理の効率化に向けた取組を進めます。